ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇㎎／㎖、ビルベイ顆粒二〇〇μg、ビルベイ顆粒六〇〇μg（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）

(二)・(三)　（略）

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇㎎／㎖、ビルベイ顆粒二〇〇μg、ビルベイ顆粒六〇〇μg（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）

(二)・(三)　（略）

**○厚生労働省告示第九十二号**

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎